

公立大学法人九州歯科大学大学院歯学研究科入試委員会規則

法人規則第19号

平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人九州歯科大学組織規則第3条第2項の規定に基づき、公立大学法人九州歯科大学大学院歯学研究科入試委員会（以下「委員会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 入学者選抜実施のための制度、組織および方法に関する事項
- (2) 学力検査実施科目に関する事項
- (3) 学生募集要項に関する事項
- (4) 試験場の設置に関する事項
- (5) 入学者選抜結果に関する事項
- (6) その他入学者選抜に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員長並びに第3項および第4項に定める委員によって組織する。

2 委員長は、大学院歯学研究科長をもって充てる。

3 委員は、大学院歯学研究科を担当する教授の中から、歯学基礎系2名、歯学臨床系2名を選挙により選抜する。

4 委員長は、前項に掲げる委員のほか、必要と認める者を委員に加えることができる。

(任期)

第4条 前条第3項に定める委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは委員長があらかじめ指定した委員が、その職務を代理する。

(委員会の開会)

第6条 委員長は、委員会を開催し、その議長となる。

(委員会の会議)

第7条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は、委員長の決するところによるものとする。

(委員の守秘義務)

第8条 委員長および委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(事務取扱)

第9条 この委員会に関する事務は、学務部教務企画班が取り扱う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員会が定める。

#### 付 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。